

# 藤沢市地域提案型交通システム導入支援補助金交付要綱

制 定 平成28年4月 1日

最終改正 令和 7年4月 1日

## (趣旨)

第1条 市長は、地域特性に応じた持続可能な交通サービスの確保に係る地域住民の取組を支援するため、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「地域公共交通」とは、各地域でのきめ細やかな交通サービスを担う地域住民の運営による交通をいう。
- (2) 「藤沢市地域公共交通会議」とは、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要となる事項を協議するために設置した会議をいう。
- (3) 「経常費用」とは、1年間の運行に関する経費（運転手人件費、燃料油脂費、修繕費）をいう。
- (4) 「経常収益」とは、運賃外収入（広告費、寄付金等の運賃に関係しない収入）を除いた1年間の収入をいう。
- (5) 「交通空白地」とは、次のうちア及びイのいずれにも該当する地域をいう。
  - ア 最寄りの鉄道駅まで直線距離1,000m以外の地域
  - イ 最寄りのバス停まで直線距離300m以外の地域
- (6) 「運行に関する協定」とは、地域公共交通を運行するに当たり、藤沢市及び関係者と運行に関する取り決めを行う協定をいう。

## (補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 地域公共交通を運営する者
- (2) 地域公共交通の運行に関する協定を結んだ者

## (補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、地域公共交通として運営される一般乗合旅客自動車運送事業のうち次の各号に該当する事業とする。

- (1) 藤沢市地域公共交通会議で運賃等について合意されている事業
- (2) 交通空白地の解消に資する事業
- (3) 収支予算において収入（この補助金を含む。）が支出を上回る事業

## (補助対象内容等)

第5条 補助対象内容、補助対象期間、補助対象基準及び補助金の額は別表第1に定めるとおりとする。

(補助金交付の申請手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、補助対象期間の開始日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書(第2号様式)又はこれに代わる書類
- (3) リース費及びその他運行に関する見積書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査のうえ、交付の可否を決定し、補助金交付等決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(事業の計画変更)

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定通知を受けた者が当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに事業計画変更(中止・廃止・変更)承認申請書(第4号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、承認の可否を事業計画変更(中止・廃止・変更)承認通知書(第5号様式)により通知する。

(補助金の交付時期)

第9条 補助金の交付は、年4回を限度とし、交付決定後に分割して支給することができる。

2 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める請求書を、補助金の交付を受ける月の5日までに市長に提出しなければならない。

(事業実績報告書の提出)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助対象期間の終了後速やかに補助事業実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(第7号様式)又はこれに代わる書類
- (2) 領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、事業実績報告書の内容を審査し、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(第8号様式)を補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、補助金返還請求書(第9号様式)により、既に交付した補助金の全部または一部を返還させることができる。

- (1) 第10条第1号に規定する収支決算書又はこれに代わる書類から算出した支出から収入を差し引いた額が既交付額を下回る場合
- (2) 予定した運行の全部又は一部を休止又は廃止した場合

(3) 前条の補助金の額が確定した場合において、交付した補助金に余剰金があると認められる場合

(備付帳簿)

第13条 補助金の交付を受けた者は、事業の施行に関し必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市地域提案型交通システム導入支援補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7年4月 1日から施行する。

別表第1

補助対象内容	補助対象期間	補助対象基準	補助金の額
車両リース費	1年間の 車両リース費	<p>次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)に示された旅客自動車運送事業用自動車として使用することが認められたもの</p> <p>(2) 車両総重量5t以下であって定員23人以下のもの</p>	<p>リース費に相当する額(上限を2,000,000円とする。)</p> <p>リース費は、車両本体及び改造等に要する費用と車両関連する経費を併せたものとする</p> <p>算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>リース車両を一般乗用旅客自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業と兼用で用いる場合には、一般乗合旅客自動車運送事業とその他の事業に対する稼働割合(日数・時間)に応じた額とする。</p>
地域公共交通 運営費	1年間の地域 公共交通運営 費	収支予算書における経常収益が経常費用を下回っているもの。	<p>収支予算書の経常費用から経常収益を引いた差額の2分の1の額(上限を1,000,000円とする。)</p> <p>算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p>

第1号様式（第6条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

藤沢市長

所在地

名称

代表者氏名

次のとおり申請します。

1 事業名	
2 施行場所	
3 車両・施設等の整備 主体及び管理主体	
4 車両の使用	<input type="checkbox"/> 目的の一般乗合旅客自動車運送事業に専用で車両を使用する <input type="checkbox"/> 目的の一般乗合旅客自動車運送事業と兼用で他の事業に車両を使用する
5 事業費	
6 計画概要	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
7 着手予定年月日	年 月 日
8 完了予定年月日	年 月 日
9 添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書（第2号様式）又はこれに代わる書類 <input type="checkbox"/> 見積書の写し(車両リース費・その他運行に関する見積書の写し) <input type="checkbox"/> その他（ ）



第3号様式（第7条関係）

補助金交付等決定通知書

年 月 日									
様									
藤沢市長 氏 名 (公印省略)									
次のとおり交付します。									
交付しません。									
1 事業名									
2 施行場所									
3 補助金額		千	百	十	万	千	百	十	円
4 条 件	補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに第8条に基づく市長の承認を受けなければならない。								
5 指示事項									
6 交付の時期	別に定める請求書を、補助金を交付する月の5日までに市長に提出しなければならない。								
7 不交付の理由									

第4号様式（第8条関係）

事業計画変更（中止・廃止・変更）承認申請書

年 月 日

藤沢市長

住 所

名 称

代表者氏名

次のとおり申請します。

1 事業名		
2 変更内容	変 更 前	変 更 後
3 変更の理由		

第5号様式（第8条関係）

事業計画変更（中止・廃止・変更）承認通知書

	年 月 日									
様										
	藤沢市長 氏 名 (公印省略)									
次のとおり承認します。										
承認しません。										
1 事業名										
2 変更補助金額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">十</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">万</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">十</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> </tr> </table>		千	百	十	万	千	百	十	円
	千	百	十	万	千	百	十	円		
3 条件										
4 指示										
5 不承認の理由										

補助事業実績報告書

年 月 日

藤沢市長

住 所  
名 称  
代表者氏名

次のとおり報告します。

1 事業名									
2 施行場所									
3 事業費		千	百	十	万	千	百	十	円
4 補助金額		千	百	十	万	千	百	十	円
5 着手年月日	年 月 日								
6 完了年月日	年 月 日								
7 経過と内容									
8 添付書類	<input type="checkbox"/> 収支決算書（第7号様式）又はこれに代わる書類 <input type="checkbox"/> 領収書の写し（リース費・その他運行に関する経費） <input type="checkbox"/> その他（ ）								

第7号様式（第10条関係）

収支決算書

(収入の部)

区 分	予算額	決算額	増減(△)	摘 要

※この要綱に基づく補助金は、収入として記載する。

(支出の部)

区 分	予算額	決算額	増減(△)	摘 要

※車両リース費は、支出として記載する。

第8号様式（第11条関係）

補助金額確定通知書

年 月 日

様

藤沢市長 氏 名  
(公印省略)

次のとおり確定します。

1 事業名									
2 決定補助金額		千	百	十	万	千	百	十	円
3 確定理由根拠									
4 指 示									
5 そ の 他									

第9号様式（第12条関係）

補助金返還請求書

年 月 日

様

藤沢市長 氏 名  
(公印省略)

次のとおり補助金の返還を請求します。

1 事業名									
2 施行場所									
3 補助金額		千	百	十	万	千	百	十	円
4 既交付額		千	百	十	万	千	百	十	円
5 返還額		千	百	十	万	千	百	十	円
6 返還の理由									
7 指 示									